



『森・川・海』とひとが共生する安らぎのまち

宮古市

鍬ヶ崎・光岸地地区における 都市計画案等に関する説明会

日時：平成25年2月21日(木)午後6時30分～
場所：鍬ヶ崎小学校 体育館

次 第

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 出席者紹介
4. 都市計画案の概要説明
5. 事業計画案の概要説明
6. 質疑応答
7. 土地の買い取り申出の状況と
今後のスケジュール
8. 閉 会

本日の説明会について

【説明会の内容】

<都市計画案の概要>

- ①宮古都市計画土地区画整理事業の変更
(鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業
への名称の変更及び施行区域の変更)
- ②宮古都市計画市場の変更
(宮古魚市場の区域の拡大)

<事業計画案の概要>

- ③宮古都市計画事業鍬ヶ崎・光岸地地区
土地区画整理事業の事業計画案

《 都市計画案等の概要 》

- ①宮古都市計画土地区画整理事業の変更<宮古市決定
>
(鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業への名称の変更
及び施行区域の変更)・・・【図1】

- 東日本大震災により壊滅的な被害を受けた鍬ヶ崎・
光岸地地区の早期復興を図るため、土地区画整理
事業の名称と施行区域及び面積を変更します。

(**鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業への名称の変更
及び施行区域の変更**)

計画書(案)

名称	[旧] 鍬ヶ崎地区 土地区画整理事業 [新] 鍬ヶ崎・光岸地地区 土地区画整理事業
面積	[旧] 約 24.9 ha [新] 約 23.8 ha

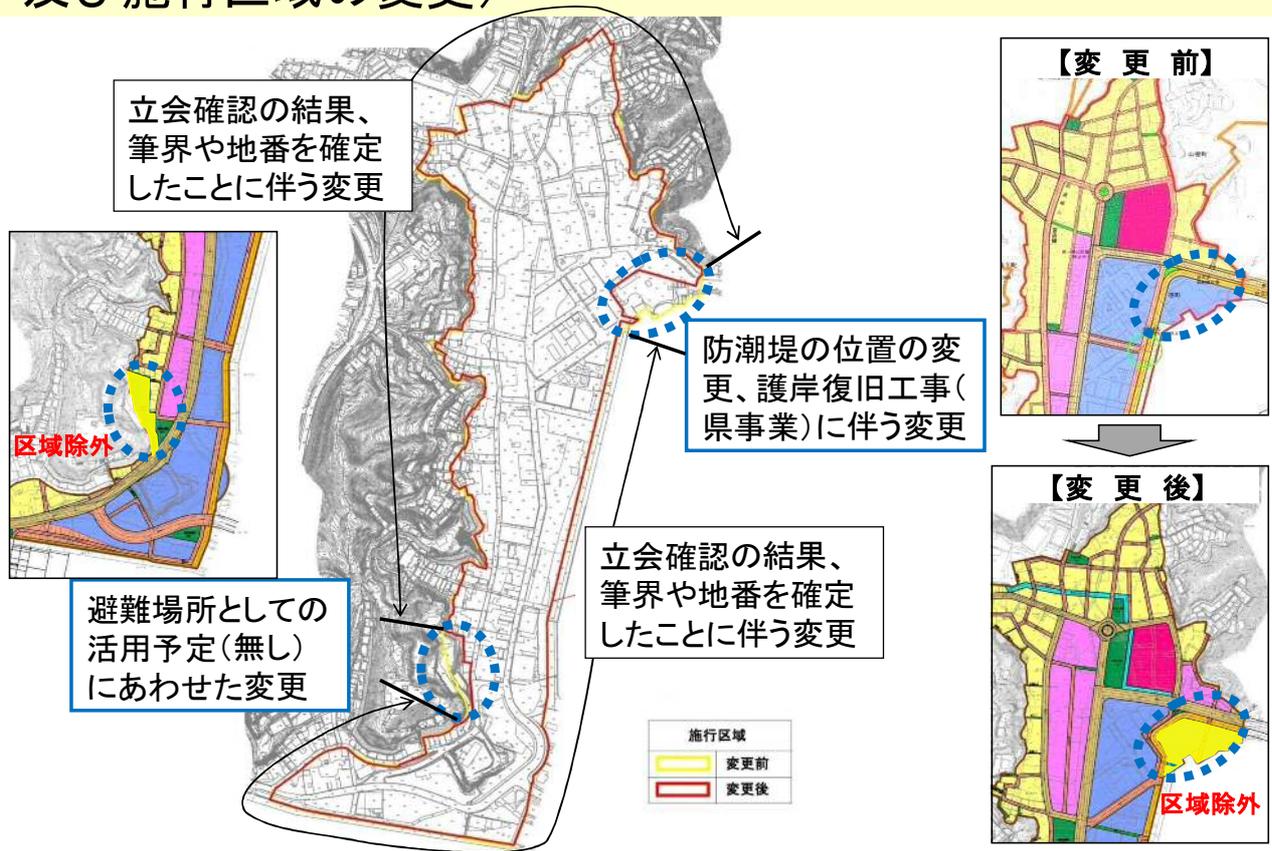
施行区域は計画図表示のとおり…【図1】

都市計画を変更する土地の区域
宮古市光岸地、宮古乙第一地割、
臨港通、鍬ヶ崎上町、鍬ヶ崎仲町、
鍬ヶ崎下町、日影町、熊野町、蛸の
浜町、山根町及び港町の各一部

【図1】計画図(案)



(**鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業への名称の変更
及び施行区域の変更**)



《 都市計画案等の概要 》

②宮古都市計画市場の変更<宮古市決定> (宮古魚市場の区域の拡大)・・・【図2】

●魚市場としての流通拠点機能の強化を図るため、施設用地の区域及び面積を変更します。

計画書(案)

番号	名 称		位 置	面 積
	市場名			
1	宮古魚市場	宮古市臨港通	[旧] 約13,100㎡ [新] 約31,000㎡	

区域は計画図表示のとおり・・・【図2】

(宮古魚市場の区域の拡大)

【図2】計画図(案)



意見書の提出について

宮古市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日(3月11日(月))までに各都市計画案について意見書を提出できます。

宮古市が定める都市計画案(①②)については宮古市長あてに、**住所、氏名、電話番号、都市計画案の名称、意見**を書いて、郵送(必着)か直接持参により提出してください。

【意見書の提出先】

〒027-8501

宮古市新川町2番1号

宮古市都市整備部都市計画課
計画担当

【意見書の例】 ※様式は任意です。

平成 年 月 日

宮古市長 山本 正徳あて

住 所 ○○○○□-□

氏 名 ○○○○

電話番号 ○○○-○○○-

○○○○

(都市計画案の名称)に対する意見書

意 見

.....。
.....。
.....。
.....。

《 事業計画案の概要 》

③宮古都市計画事業 鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業の事業計画案

■ 事業計画案の概要 ■

事業計画とは・・・

- 土地区画整理法に基づき、事業の全体計画を定めるもの。
- 設計の概要、事業の施行期間、資金計画等からなる。
- 事業計画は、知事の認可を受けて決定する。

【事業の目的】

- 本地区は、東日本大震災津波により壊滅的な被害。
- 土地区画整理事業の実施により、道路・公園等の公共施設を整備改善。
- 健全な市街地を一体的に整備し早期の復興を図る。

■ 事業計画案の概要 ■

③宮古都市計画事業 鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業の事業計画案

【事業の名称等】

- 1) 名称：宮古都市計画事業 鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業
- 2) 施行者：宮古市
- 3) 事業期間：事業計画決定の公告日（平成25年5月を予定）から平成33年3月31日まで（清算期間5年を含む）
- 4) 施行面積：約23.8ha
- 5) 施行地区：設計図に示す施行地区界のとおり
- 6) 設計の概要：設計図に示すとおり

■ 事業計画案の概要 ■

■ 土地利用計画

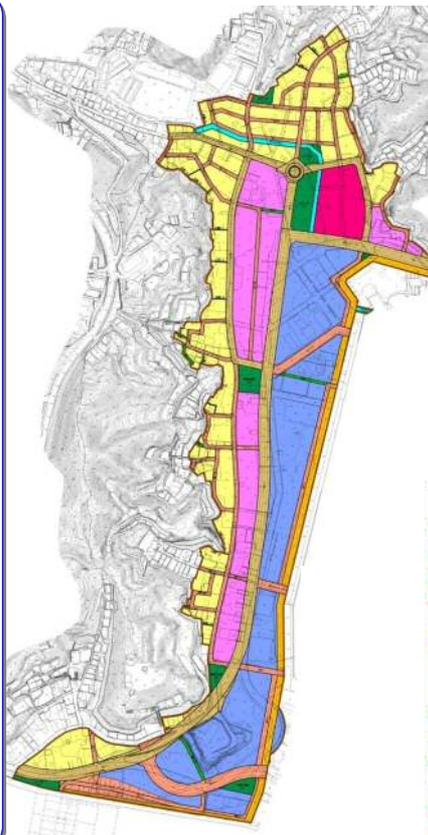
- 震災前の土地利用状況に配慮した土地利用を配置します。
- 地区北側には、地区センター用地を配置します。

■ 道路計画

- 中心市街地と浄土ヶ浜を結ぶ幅員17mの主要道路を配置します。
- 地区東側には、幅員13～19mの区画道路を配置します。
- 鍬ヶ崎小学校へ繋がる道路は、幅員9.5～13mの歩車分離の道路とします。
- 地区北側に、ラウンドアバウト形状の交差点を計画します。
- その他の区画道路は、幅員4～10mの道路を配置します。

■ 公園・緑地計画

- 街区公園を4箇所配置します。
- 小規模な広場公園を3箇所配置します。
- 連続性を確保するため、適宜幅員2mの緑道を配置します。
- 景観向上に資する緑地を地区内1箇所に配置します。



■ 河川・水路計画

- 清水川及び梅翁寺川は、土地区画整理事業に併せて付替えます。
- 雨水排水は、道路側溝等を経由し宮古湾へ排水する計画とします。

■ 防潮堤計画

- 県の事業により、宮古湾及び閉伊川沿いに防潮堤(T.P.+10.4m)を整備します。

■ 公益的施設計画

- 地区センター用地に公益的施設を配置します。

凡	例
—	施行地区界
—	区画道路(幹線)
—	区画道路(区画)
—	特殊道路
—	緑道
—	河川・水路
—	公園・緑地
—	防潮堤
—	公益施設
—	住居系土地利用
—	商業系土地利用
—	産業系土地利用

■ 事業計画案の概要 ■

③宮古都市計画事業鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業の事業計画案

【事業施行前後の面積】

種目	施行前		施行後		摘要
	地積(m ²)	割合(%)	地積(m ²)	割合(%)	
公共用地	国有地	1,523.77	0.64	1,523.77	0.64
	地方公共団体所有地	44,633.54	18.78	85,054.26	35.78
	公共用地計	46,157.31	19.42	86,578.03	36.42
宅地	民有地	162,576.22	68.40	151,112.72	63.58
	公有地	16,212.42	6.82		
	宅地計	178,788.64	75.22	151,112.72	63.58
保留地	—	—	—	—	
測量増減	12,744.80	5.36	—	—	
合計	237,690.75	100.00	237,690.75	100.00	

■ 事業計画案の概要 ■

③宮古都市計画事業鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業の事業計画案

【減歩率計算表】

※地区全体の平均減歩率

＜整理前の宅地を市が買い取りする前＞

整理前宅地面積 (台帳地積)	同更正地積 (測量増減を加減したもの)	整理後宅地 地積	減歩地積	減歩率 ※
178,788.64 m ²	191,533.44 m ²	151,112.72 m ²	40,420.72 m ²	21.10 %

＜整理前の宅地を市が買い取り(面積 19,335.23m²)した後＞

整理前宅地面積 (台帳地積)	同更正地積 (測量増減を加減したもの)	整理後宅地 地積	減歩地積	減歩率 ※
178,788.64 m ²	172,198.21 m ²	151,112.72 m ²	21,085.49 m ²	12.24 %

■ 事業計画案の概要 ■

③宮古都市計画事業 鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業の事業計画案

【資金計画】 (1) 収入

区 分	金 額	摘 要
復興交付金	都市再生	約54.0億円
	効果促進	約12.3億円
	計	約66.3億円
公共施設管理者負担金	約7.1億円	防潮堤事業（港湾、河川）
市単独費	約1.8億円	
合 計	約75.2億円	

(2) 支出

事 項	事業費	摘 要
道路築造費	約14.7億円	道路等の工事費
水路築造費	約7.0億円	水路等の工事費
公園・緑地施設費	約1.7億円	公園、緑地等の工事費
建物移転費	約29.6億円	建築物等の移転補償費
電柱・電らん移設費	約1.7億円	電柱等の移設費
整地費	約3.8億円	宅地の造成費等
工事雑費	約1.7億円	仮設道路、維持補修等
調査設計費	約10.0億円	調査設計費、事務費
減価補償費	約5.0億円	(相当額による買い取り)
合 計	約75.2億円	

事業計画案の縦覧について

今回説明しました事業計画案については次のとおり縦覧します。

※広報みやこ2月15日号の案内から変更となりましたのでご注意ください。

<事業計画案の縦覧>

【縦覧期間】 3月6日(水)～3月19日(火) ※

※土・日も縦覧できます。

【縦覧時間】 午前8時30分から午後5時15分まで

【縦覧場所】 宮古市役所 本庁舎5階 都市計画課

意見書の提出について

- 事業計画案についてご意見のある利害関係者は、提出期間内に「岩手県知事」あてに、書面にて意見書を提出することができます。
- 住所、氏名(押印)、電話番号、事業計画案の名称、意見、作成日を書いて(様式は任意)、持参または郵送してください。

【利害関係者とは・・・】

当該土地区画整理事業に関係のある土地(水面)もしくはその土地に定着する物件について権利を有する者

【意見書の提出期間】

平成25年3月6日(水)から平成25年4月2日(火)まで

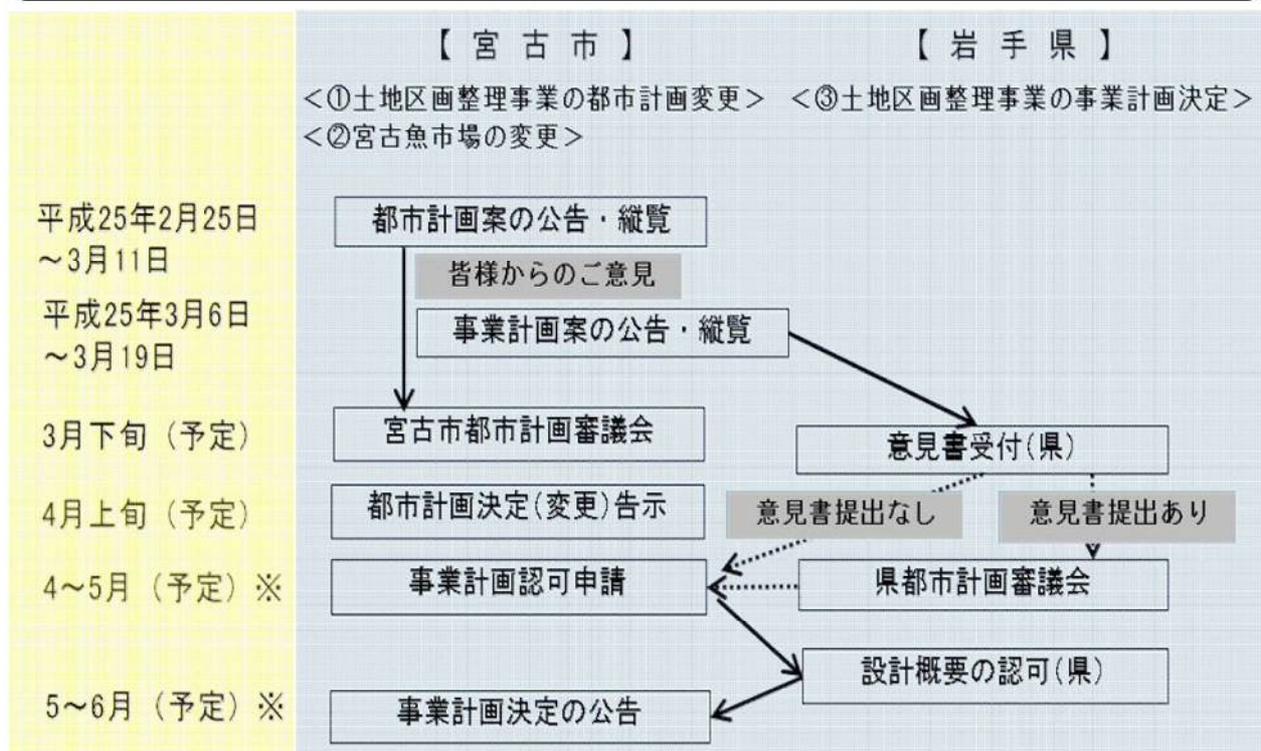
※ 郵送の場合は、4月2日(火)の消印有効。

※ Eメール、FAXによる意見書の提出はできません。

【意見書の提出先】

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県県土整備部都市計画課

事業計画決定の公告までの流れについて



※意見書の提出があった場合には、県都市計画審議会に付議することになります(事業計画認可は平成25年5月を予定していますが、審議会開催、審査等の手続きにより予定が変更となる場合もあります)。

土地の買い取り申出の状況（2月12日現在）

平成25年1月下旬 土地の買い取りの申出書 発送

235件、約4.3ha
の申出がありました。

買い取りの可否通知の発送

3月6日発送予定

// 3月中旬 土地買い取りの契約会の開催

4月中旬～ 市への所有権移転登記、支払い※

※買い取り代金の支払いは所有権移転登記後となります。

鍬ヶ崎・光岸地地区 今後のスケジュールについて

